

令和7年度 松川町職員採用試験（第2次）実施要項

【令和8年4月採用予定 一般行政職（上級・初級）、保健師（上級・中級）】

受験申込受付 令和8年1月23日（金）まで

松川町では地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第17条の2第2項の規定により、令和8年4月1日採用予定の職員採用試験（一般行政職）を下記のとおり実施します。

記

1 試験の区分、採用予定人数、受験資格等

職種	試験区分	採用予定人数	受験資格等
一般行政職	上級	若干名	平成9年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した方または令和8年3月に卒業見込みの方
	初級	若干名	平成9年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく高等学校を卒業した方または令和8年3月に卒業見込みの方
保健師	上級 中級	若干名	平成元年4月2日以降に生まれた方で、保育士の資格を有する方または令和8年3月に卒業見込みで保育士の資格を取得見込みの方

※1 一般行政職とは、事務職及び技術職（土木・建築等）を包括した職種区分です。土木、建築等の各種資格取得者（取得見込みを含む）は、その資格等を考慮した配置を行うほか、異動等により一般行政業務（事務など）を行う場合があります。

※「保健師」の職種区分により採用された方は、採用後、保健予防等に係る保健師業務のほか、異動により一般行政業務（事務など）を行う場合があります。

2 この試験を受験できない者

法第16条各号に規定する次のいずれかに該当する方は、この試験を受験することができません。

- (1) 拘禁刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
- (2) 松川町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ 日本国籍を有しない方については、永住許可を受けていることが条件となります。また、公務員に関する基本原則に基づき、「公権力の行使」をともなう業務または「公の意思形成に参画」する職に就くことはできません。

3 試験の方法、内容、日時等

ア 試験方法、日時等

区分	試験方法	内容	試験日
一次試験	書類選考	受験申込書	応募状況による
	小論文	題目：「感謝」	
二次試験	人物試験	個別面接試験	令和8年2月初旬

イ 一次試験は、受験申込書に小論文その他必要書類を添えて提出ください。

ウ 小論文は題目に沿って、600～800字程度で作成ください。

エ 第1次試験合格者の発表、第2次試験合格者の発表及び採用内定の通知
個別に通知します。

4 採用内定から採用まで

- (1) 採用は令和8年4月1日です。なお、この採用は法第22条第1項の規定による条件付採用であり、条件付で採用された時から起算して6か月の間に、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。この期間においてその職務が良好な成績でないと判断された場合は正式採用とならない（免職となる）場合があります。
- (2) 採用内定を受けた方が、法第33条の規定に該当する行為その他の公務員となるのにふさわしくない行為を採用日前に行った場合は、採用されません。
- (3) 試験申込書の記載事項に事実と異なる内容を記載した場合は、合格又は採用内定を取り消すことがあります。

5 勤務予定場所、給与等

(1) 勤務予定場所、給与

職種 試験区分	勤務予定場所	給与	
		初任給（月額）	手当
一般行政職 (上級)	松川町役場庁舎、 出先機関等	220,000円	通勤、期末・勤勉、扶養、住居、特殊勤務手当等の手当がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。
一般行政職 (初級)		188,000円	
保健師 (上級)		220,000円	
保健師 (中級)		204,400円	

(備考) 給与は令和7年4月1日現在の内容であり、採用までの間に変更となる場合があります。また、前歴のある方は原則としてこれより高い初任給が支給されます。

(2) 勤務時間

原則として、週休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（1日7時間45分）。ただし、勤務場所等によって異なる場合があります。

(3) 休暇等

年次休暇（年20日、ただし採用年は15日）、特別休暇（夏季、結婚休暇等）、療養休暇、

育児休暇等の制度があります。その他の勤務条件等については、条例等により定められています。

(4) 服務等

地方公務員法上の服務に関する各規定が適用されます。

- ・服務の宣誓 ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 ・信用失墜行為の禁止
- ・守秘義務 ・職務専念義務 ・政治的行為の制限 ・争議行為等の制限
- ・當利企業への従事等の制限

(5) 支援等

原則として採用後1年間は新入職員が職場の同僚等と気軽に相談等でき、不安等を解消できるようにメンター（先輩職員）支援制度によりサポートします。

また、ストレスチェック等の数値による産業医面談や外部相談窓口などを設けています。

6 受験手続き

(1) 受験申込書の取得

ア 松川町役場本庁舎（総務課）で受け取り

総務課（8番窓口）にて書類一式を受け取ってください。

イ ホームページからの取得

松川町のホームページ（職員採用情報）からダウンロードしてください。

※印刷する場合は、両面印刷としてください。

(2) 受験の申込み

下記の書類をご準備いただき、受付期間内にお申込みください。

ア 提出書類

① 受験申込書（パソコン入力可）

② 小論文

③ 最終学校の卒業（見込）証明書または卒業証書の写し

④ 最終学校の成績証明書（在学中もしくは卒業後5年未満の場合に限る）

郵送する場合	封筒の表に「職員採用試験受験申込書在中」と朱書きし、簡易書留等確実な方法により郵送してください。 ※消印により受験申込受付期間内に差し出したことがわかるもののみ受け付けます。
持参する場合	受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとなります。 受験者本人以外（代理）の方が持参していただいても構いません。

*1 提出書類に不備がある場合は受付できません。

*2 申込受付後は、応募書類の返却はいたしません。

*3 受験する方の個人情報は、職員採用の目的以外には使用しません。

イ 書類受付期間 令和8年1月23日（金）まで

【書類提出先・お問い合わせ先】

松川町役場 総務課 総務係

〒399-3303 長野県下伊那郡松川町元大島 3823 番地

TEL 0265-36-7021（総務課直通）

E-mail soumu@town.matsukawa.lg.jp